

共催のご案内

1 対象団体

共催の対象となる団体は、国、地方公共団体、国際関係機関、民間国際交流・協力団体（実行委員会を含む。）です。

2 対象事業

共催の対象となる事業は、次のすべての要件を満たす事業です。

- (1) 事業の趣旨が、本県の国際交流・国際協力・国際理解等の推進に寄与するものであること
- (2) 原則として、愛知県内で実施される事業であること
- (3) 参加者・応募者が特定の会員等に限定されないこと
- (4) 事業の資金計画が明確に示されていること
- (5) 企画段階から協会の意思が反映できること

ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、共催の対象としません。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の企業の広告につながるおそれのある事業
- (3) 特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれのある事業
- (4) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのある事業

3 共催内容

共催にあたって、協会は次のうち必要な業務を分担します。

- (1) あいち国際プラザを会場として提供すること
- (2) 事業の広報活動を行うこと
- (3) その他事業の実施に関して必要と認められること

4 申込み・問合せ先

(公財) 愛知県国際交流協会 交流共生課 交流担当

〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-6-1 愛知県三の丸庁舎内

電話 052-961-8746 (直通)

ファクス 052-961-8045